

鹿児島県公報

令和8年1月23日(金) 第687号の5



鹿児島県

発行鹿児島県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編集総務部学事法制課
定例発行日(毎週火, 金)

目次

(※については例規集登載事項)
ページ

教育委員会規則

- 鹿児島県学校職員の漁獲手当支給規則等の一部を改正する規則(※)(教職員課取扱い) 1
○鹿児島県学校職員の船員作業手当支給規則(※)(教職員課取扱い) 1

公安委員会規則

- 鹿児島県警察職員の旅費支給規則の一部を改正する規則(※)(会計課取扱い) 4

教育委員会規則

鹿児島県学校職員の漁獲手当支給規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月23日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

鹿児島県教育委員会規則第3号

鹿児島県学校職員の漁獲手当支給規則等の一部を改正する規則

(鹿児島県学校職員の漁獲手当支給規則の一部改正)

第1条 鹿児島県学校職員の漁獲手当支給規則(昭和31年鹿児島県教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第13条」を「第14条」に、「第11条」を「第12条」に改める。

(教育業務連絡指導手当支給規則の一部改正)

第2条 教育業務連絡指導手当支給規則(昭和53年鹿児島県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第13条」を「第14条」に改める。

(夜間中学教育手当支給規則の一部改正)

第3条 夜間中学教育手当支給規則(令和7年鹿児島県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第13条」を「第14条」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県学校職員の船員作業手当支給規則をここに公布する。

令和8年1月23日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

鹿児島県教育委員会規則第4号

鹿児島県学校職員の船員作業手当支給規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和28年鹿児島県条例第51号。以下「特勤条例」という。)第11条第1項及び第14条の規定に基づき、船員作業手当(以下「手当」という。)の支給について必要な事項を定めるものとする。

(支給額)

第2条 手当の額は、特勤条例第11条第1項に規定する業務に従事した日1日につき、次の各

号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる職の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 船長及び機関長 1,300円
- イ 通信長、航海士及び機関士 1,070円
- ウ 船舶士 960円
- エ 指導教官 1,630円

(2) 本邦外の地域を目的地とする航海であって、本邦の最後の港を出港した日から当該目的地を経て本邦の最初の港に入港する日までの期間が20日以上となる場合 次に掲げる職の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 船長及び機関長 1,580円
- イ 通信長、航海士及び機関士 1,290円
- ウ 船舶士 1,170円
- エ 指導教官 1,630円

(命令簿)

第3条 校長は、船員作業命令簿(別記様式)を作成し、これに基づいて、手当を支給するものとする。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、この規則の適用に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

船員作業命令簿

実習船名：

用務：

命 令 年 月 日	校 長 印	
	命 令	確 認

公安委員会規則

鹿児島県警察職員の旅費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月23日

鹿児島県公安委員会委員長 鍾野孝清

鹿児島県公安委員会規則第1号

鹿児島県警察職員の旅費支給規則の一部を改正する規則

鹿児島県警察職員の旅費支給規則(平成17年公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 前項の日額旅費の種類は、食卓料とし、乗船し、航海、荷役、船舶保全その他の船務に従事する期間(負傷又は疾病のため乗船中船務に従事しない期間を含む。)について日額300円を支給する。ただし、旅行命令権者は、必要があると認める場合には、この項前段に定める額の範囲内において現物をもって給与することができる。

第2条第3項を削る。

第3条及び第4条を削る。

第5条中「県職員の旅費条例第30条」を「鹿児島県職員等の旅費に関する条例(昭和26年鹿児島県条例第26号)第26条」に、「第1条」を「第7条」に改め、同条を第3条とし、第6条を第4条とする。

別表を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。